

平成26年12月26日

(照会先) 独立行政法人 労働者健康福祉機構 総務部長 荒木祥一 総務課長 澤野貴博 電話 044(556)9833(直通)
--

(独)労働者健康福祉機構における障害者雇用状況の虚偽報告に関する処分等及び再発防止策について

本日付で障害者雇用状況の虚偽報告に関与した役職員の処分等を行うとともに、再発防止策を取りまとめました。

障害者の雇用状況の虚偽報告を行うことは法令遵守が強く求められる独立行政法人としてはあってはならないことであり、国民の皆様にお詫び申し上げます。

今後は、今回取りまとめた再発防止策を着実に講じることにより、信頼回復に努めてまいります。

障害者の雇用状況報告に関する処分等について

1 処分等の内容

(非違行為者)

役職	処分者等数	処分量定
元理事	(2人)	報酬月額の10分の1(10ヶ月)の自主返納
理事	1人	報酬月額の10分の1(3ヶ月)の自主返納
元総務部長	(4人)	停職1ヶ月
元総務部長	(1人)	停職9日
現・元総務部次長	4人	停職3日
元人事課長	1人 (3人)	停職3日
元人事課長	(1人)	戒告
現・元人事班長、文書管理者、起案者	14人	嚴重注意
小計	20人 (11人)	

(管理監督者)

役職	自主返納者数	量定
現・元理事長、現・元理事	2人 (3人)	報酬月額の10分の1(3ヶ月)の自主返納
総合計	22人 (14人)	

* 処分者等数欄及び自主返納者数欄の()内の数は、既に退職又は退任している者の人数であり、外数。

2 退任者・退職者に係る自主返納

懲戒処分相当であるが、既に退職しているため処分できない者(退任のため、自主返納を命じることができない役員を含む。)に対しては、処分を受けたとした場合の給与・報酬相当分について自主返納を求める。

平成 26 年 12 月 26 日

労働者健康福祉機構

障害者雇用状況の虚偽報告に係る再発防止策

今般の障害者雇用状況の虚偽報告を反省し、第三者委員会による報告書を踏まえて、独立行政法人労働者健康福祉機構において、次のとおりの再発防止策を講ずることとする。

1 障害者雇用に関する再発防止策

(1) 障害者雇用計画等の策定等

- ① 本部及び各施設の障害者雇用状況を随時把握し、障害者雇用の促進・定着のための指導を行うため、理事長直轄の障害者雇用専門職（正規職員）の配置及び障害者雇用専門員（障害者支援施設所属の人を非常勤で採用）を配置した。
- ② 職場の実態を調査把握し、障害者に対する募集・採用、配置・定着・職場指導、職業能力開発、その他雇用管理のあり方及びこれらの観点を踏まえたモデル事業のあり方を検討するため、外部のアドバイザーを含む障害者雇用改革プロジェクトチームを設置した。
- ③ 機構として、このプロジェクトチームの検討に基づき、障害者をどのように採用し、どのような部門・職種に配置していくかについての中長期的な計画を作成するとともに、実行状況について第三者のチェックを受ける仕組みを構築する。

(2) 報告結果の透明化（各施設・病院へのフィードバック）

- ① 障害者雇用状況報告書等の法令に基づく重要な報告は、理事長の決裁とし、各施設・病院からの報告を集計して提出する報告書については、各施設・病院の報告数字が正確に反映され集計されていることがわかる形で結果を各施設・病院にグループウェア等を利用してフィードバックすることを徹底する。

2 組織的な内部不正に関する再発防止策

(1) 監事による監査及び内部監査部門による監査

- ① 法令に基づく届出及び報告書については、理事長が確認したところであるが、これらについて、監事及び内部監査室による監査を行う。
- ② 監事室及び内部監査室の体制強化を行い、本部及び各施設・病院に対する監査の充実を図る。また、監査対象部門に勤務経験のある者は同部門に対する監査を回避するなどの措置を講じ、独立性・公正性を確保する。

(2) 処分の減免を前提とした内部通報・調査制度

- ① 当機構における内部通報制度及び職員懲戒制度において、通報者及び調査に協力した者については、処分の減免ができる制度に改め、職員に対し周知する。

(3) 上司への報告による処分の減免制度

- ① 職員懲戒制度を見直し、上位者に書面で報告することにより、処分の減免ができる制度に改め、職員に対し周知する。

(4) 法令遵守意識強化のための研究会・研修等

- ① 当機構のコンプライアンス推進委員会に外部専門家（弁護士等）を委員として加え、継続的にリスクの洗い出し及び分析を行う。
- ② 本部役職員の意識改革を図るため、具体的な不祥事事例に即して、法令遵守の重要性について研修を行うとともに継続的に研究会を行う。
- ③ 各種研修及び各種会議の場において、具体的な不祥事事例に即して、法令遵守の重要性について、研究会の成果を反映した研修を行う。

(5) 出向者受け入れについての対応

厚生労働省からの出向者の受入れについては、再び同様の事態を招くこととならないよう、その受入ポストや出向者の果たすべき役割等を十分に検討した上で、同一ポストへの継続的な受入れによる弊害にも留意しつつ、必要かつ合理的と認められる限度において行う。